

出産・子育て応援事業 FAQ (令和5年2月1日現在)

Q. 「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」とは何ですか？

A. 子育て関連用品等に使用できる東京都が発行するクーポンを予定しています。東京都が行っている「東京都出産応援事業」で使用しているクーポンと同様のものとなる予定です。

Q. 「クーポン」とは何ですか？

A. 詳細については都の事業内容が決まり次第、区のホームページで随時お知らせします。

Q. 「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」をもらうためにはどうすればよいですか？

A. 対象となる方には順次ご案内を郵送します。

- ・令和4年4月～令和5年1月にご出産された方には、事業案内を郵送し、アンケートの回答および「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の申請をした方へ、後日ギフトをお送りします。
- ・令和5年2月1日現在妊娠中の方には、順次事業案内を郵送します。
- ・令和5年2月1日以降に妊娠届を出された方は妊婦面接時に、出産された方はすこやか赤ちゃん訪問時にご案内をします。

Q. 昨年妊娠・出産しましたがギフトをもらえますか？

A. 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出産された方は、妊娠届出の時期に関わらず、出産応援ギフト（5万円相当）と子育て応援ギフト（5万円相当）の合計10万円相当を一括して支給いたします。

例) 令和4年1月に妊娠届出をし、令和4年9月に出産された方 → 10万円相当の支給対象

※対象となる方には、令和5年2月中旬頃より区からご案内を順次郵送する予定です。

Q. 現在妊娠中ですが、ギフトをもらえますか？

A. 令和4年4月1日以降に妊娠届出をしており、令和5年2月1日時点で出産前の方は「出産応援ギフト（5万円相当）」の対象となります。順次ご案内を郵送します。

Q. 所得制限はありますか？

A. ありません。

Q. 外国籍ですが対象になりますか？

A. 日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば支給対象となります。

Q. DVにより、大田区に避難して生活していますが、対象となりますか？

A. 区の間い合わせ先へご相談ください。

Q. DVにより、大田区外へ避難して生活していますが、対象となりますか？

A. DVにより他自治体に避難されている方は、区の間い合わせ先または、避難先の自治体へお問い合わせください。

Q. 大田区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか？

A. 令和5年1月31日以前に大田区から転出された方は、転出先の自治体へお問い合わせください。
令和5年2月1日以降に大田区から転出された方は、転出前に大田区の支給要件を満たしている場合は対象となります。

※転出先の自治体の本事業開始日によって、取り扱いが異なる場合があります。

※「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」のどちらの支給についても、複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q. 他自治体で妊娠届出を提出し、大田区へ転入しますが、対象になりますか？

A.

・令和5年1月31日以前に、大田区へ転入された方は、大田区での支給対象者となります。大田区での妊婦面接を受けていない方は、お住まいを管轄する地域健康課で妊婦面接を受けてください。

・令和5年2月1日以降に、大田区へ転入された方は、大田区の妊婦面接を受けた場合に支給対象となります。

・妊婦面接のご予約は「妊婦面接予約システム」をご利用ください。

※以前にお住まいの自治体で支給を受けている場合は対象外です。

Q. 他自治体で出産し、大田区に転入しますが、対象になりますか？

A.

・令和5年1月31日時点で大田区に住民登録がある場合は、大田区の支給対象者となります。対象となる方には順次ご案内を発送いたします。

・令和5年2月1日以降に、大田区へ転入する方は、大田区でのすこやか赤ちゃん訪問を受けた場合に支給対象となります。

※以前にお住まいの自治体で支給を受けている場合は対象外です。

Q. 多胎の場合はどうなりますか。

A. 出産応援ギフト（5万円相当）は妊婦1人分となります。子育て応援ギフト（5万円相当）は生まれたお子さんの人数に応じて支給されます。

Q. 昨年、10万円分のギフトカタログ（東京都出産応援事業）をもらいましたが一緒のものですか？

A. 東京都が実施する出産応援事業（出産後に10万円分のポイント交換（ギフトカタログ））とは異なる事業です。東京都の出産応援事業については、東京都のホームページをご確認ください。

Q. 流産・死産した場合は、対象になりますか？

A. 流産・死産した場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフト（5万円相当）の対象となります。区の問い合わせ先へご連絡ください。

<問い合わせ先>

大田区役所内 6階12番窓口

健康づくり課 管理担当

電話：03-5744-1661